



長野県報

4月23日(月)
平成30年
(2018年)
第2968号

目次

告示

地方自治法施行令に基づく収納の事務の委託（税務課）	1
保安林予定森林にする旨の通知（森林づくり推進課）	1

公告

土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	1
開発行為に関する工事の完了（2件）（都市・まちづくり課）	2
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定（水道事業課）	2
警備業法に基づく警備員指導教育責任者講習の実施（2件）（生活安全企画課）	2

告示

長野県告示第345号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり収納の事務を委託しました。

平成30年4月23日

長野県知事 阿部 守一

1 委託を受けた者の所在地及び名称

東京都中央区京橋二丁目2番1

株式会社さとふる

2 委託した事務の内容

さとふるサイトを利用して納付する「ふるさと信州寄付金」の収納事務

3 委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

税務課

長野県告示第346号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年4月23日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村大草7033の5、7035の1、7035の2、7036、7037の1から7037の3まで、7041の5、7042の1、7042の2、7045の4、7045の5、7193の4、7193の6、7566の1、7566の5、7628の47から7628の53まで、7628の77

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

公告

公告

長野県下堰土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成30年4月23日

長野県長野地域振興局長 吉澤 猛
理事

新任

氏名 住所

小林 賢一 長野市川中島町今井1800番地1

小林 英一 長野市川中島町御厨1181番地

峯村 景文 長野市川中島町御厨1795番地2

橋田 武雄 長野市川中島町御厨2273番地

村松 淳二 長野市稻里町田牧1031番地